

## 別表六（二十四）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12の5第1項から第3項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和8年改正前の措置法（以下この記載要領において「令和8年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第1項から第4項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において措置法第42条の12の5第3項又は令和8年旧措置法第42条の12の5第4項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。
- 2 「前事業年度6」の月数が6月に満たない場合（当該月数が適用年度（措置法第42条の12の5第4項第5号に規定する適用年度をいいます。4において同じです。）の月数に満たない場合に限ります。）には、措置法令第27条の12の5第8項第2号イ（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除きます。）の損金の額に算入される給与等（措置法第42条の12の5第4項第3号に規定する給与等をいいます。以下2及び5において同じです。）の支給額、その給与等に充てるため他の者（措置法第42条の12の5第4項第5号に規定する他の者をいいます。）から支払を受ける金額又は措置法第42条の12の5第4項第7号イに規定する雇用安定助成金額を「7」から「9」までの各欄の上段にそれぞれ外書として記載します。この場合において、
$$\left[ \frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(6)の前事業年度の月数}} \times 10 \right]$$
の欄中「(6)の前事業年度の月数」とあるのは「前一年事業年度の月数の合計数」と、「比較雇用者給与等支給額11」の欄中「(7)-(8)+(9)」とあるのは「((7)+(7の外書))-(8)+(8の外書)+(9)+(9の外書)」と、「調整比較雇用者給与等支給額12」の欄中「(7)-(8)」とあるのは「((7)+(7の外書))-(8)+(8の外書)」として計算します。
- 3 措置法令第27条の12の5第9項又は第11項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によります。
  - (1) 「比較雇用者給与等支給額11」の欄には、措置法第42条の12の5第4項第9号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載します。
  - (2) 「調整比較雇用者給与等支給額12」の欄には、措置法令第27条の12の5第15項（第2号に係る部分に限ります。）の規定により計算した措置法第42条の12の5第4項第7号ロに掲げる金額を記載します。
- 4 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、措置法第42条の12の5第1項又は令和8年旧措置法第42条の12の5第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、当該各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。
  - (1) 当該適用年度の月数と、「事業年度等13」の「前事業年度②」の月数とが同じ場合 「13」から「19」までの「前一年事業年度特定期間③」の各欄は、記載しません。
  - (2) 「事業年度等13」の「前事業年度②」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合 「14」から「19」までの「前事業年度②」の各欄は、記載しません。
  - (3) 「事業年度等13」の「前事業年度②」の月数が当該適用年度の月数を超える場合 「13」から「19」までの「前一年事業年度特定期間③」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額19」の「前事業年度②」の欄には「差引17」の「前事業年度②」の金額のうち措置法令第27条の12の5第5項第2号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載します。

5 「継続雇用者に対する給与等の支給額 14」の欄は、損金の額に算入される措置法第 42 条の 12 の 5 第 4 項第 5 号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載します。

6 「比較教育訓練費の額の計算」の各欄は、令和 8 年旧措置法第 42 条の 12 の 5 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「教育訓練費の額 21」の欄は、令和 8 年改正前の措置法令第 27 条の 12 の 5 第 12 項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する教育訓練費の額を記載します。

7 「翌期繰越税額控除限度超過額の計算」の各欄は、措置法第 42 条の 12 の 5 第 3 項又は令和 8 年旧措置

法第 42 条の 12 の 5 第 4 項の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度においてこれらの規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。この場合において、「前期繰越額又は当期税額控除限度額 25」の「当期分」の欄は、令和 8 年 4 月 1 日前に開始した事業年度にあつては「又は「40」」を消し、同日以後に開始する事業年度にあつては「「34」又は」を消し、「翌期繰越額 27」の各欄の外書には、別表六（六）「8」又は別表六（六）付表「2」の各欄の金額を記載し、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。